

平成26年度 大分県主任介護支援専門員研修 開催要項

1. 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導など、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的とする。

2. 実施主体

大分県

3. 実施機関

特定非営利活動法人 大分県介護支援専門員協会

4. 日程及び研修会場

第1期：平成26年 9月 7日（日） 新日鐵住金大分人材育成センター攻玉寮
（大分市明野南3丁目1番1号）

9月21日（日） //

9月23日（火） //

第2期：平成26年10月 4日（土） 大分県職業訓練センター
（大分市下宗方1035番地1）

10月 5日（日） //

第3期：平成26年10月26日（日） 新日鐵住金大分人材育成センター攻玉寮

11月29日（土） //

11月30日（日） //

第4期：平成26年12月13日（土） //

12月14日（日） //

計10日間（65時間）

5. 研修受講料

25,000円（10日間分）

受講決定者は、後日郵送する振込用紙にて振り込みをお願いします。

6. 定員

85名

7. 受講申込み締切

平成26年7月1日（火）（郵送必着）

8. 受講対象者

受講対象者は、平成26年7月1日現在、法令に基づき介護支援専門員の配置が必要な大分県内の地域包括支援センター、介護保険施設または居宅介護支援事業所において、現に介護支援専門員の業務に従事し、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者で、次の（1）と（2）の両方の要件を満たす者が対象となります。

※申込みにあたっては各種証明書の提出が必要です。

(1) 次の①及び②両方の研修、又は③の研修について、受講し修了している者又は見込みの者。

- ①「介護支援専門員専門研修課程Ⅰ」
(平成15年度から平成17年度の旧・介護支援専門員現任研修基礎研修課程(Ⅰ又はⅡ)を修了している者は、「専門研修課程Ⅰ」を修了したものとみなされます)
- ②「介護支援専門員専門研修課程Ⅱ」
- ③実務経験者に対する「介護支援専門員更新研修」
(更新研修の実務未経験者・再研修修了者は研修内容が異なるため対象外です)

(2) 次の①から④のいずれかの要件を満たす者。

- ①**専任(常勤専従)**の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者。(管理者との兼務は期間として算定できます)
- ②「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、**専任(常勤専従)**の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者。(管理者との兼務は期間として算定できます)
- ③施行規則第140条の66第2号のハに規定する主任介護支援専門員に**準ずる者**として、現に地域包括支援センターに配置されている者。
(「主任介護支援専門員に準ずる者」の要件については、平成18年10月18日付け老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号「地域包括支援センターの設置運営について」(通知)の「6 職員の配置等(1)センターの人員」参照のこと)
- ④その他、次の要件のいずれかに該当し、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者として都道府県が適当と認める者。
 - (ア) **専任兼任を問わず**介護支援専門員として実務に従事した期間が通算5年以上あり、かつ県、市町村の実施する介護支援専門員を対象にした研修の講師を務めたことがある者。
 - (イ) 地域包括支援センターに主任介護支援専門員として配属予定の者で、地域の介護支援専門員に対する相談対応や支援等に関する知識及び能力を有する者として市町村の推薦を受けた者。ただし、以下の実務経験どちらかを有するものとする。
 - (a) **専任兼任を問わず**介護支援専門員として通算5年以上実務に従事した経験がある。
 - (b) 介護支援専門員の資格を有し、市町村や在宅介護支援センター、地域包括支援センターにおいて地域の介護支援専門員に対する相談・支援等の業務に通算5年以上従事した経験がある。なお、**専任兼任を問わず**介護支援専門員として実務に従事した期間も含む。

9. 申込方法

平成26年度大分県主任介護支援専門員研修受講申込書に必要事項を記入したうえで、添付書類を添付し、**角2封筒(A4版が折らずに入るサイズ)**を用いて、**当協会へ郵送**してください。申込書(添付書類含む)に必要事項が全て記入されていることを確認できた時点で受付をします。記入漏れや添付漏れがないように注意してください。

10. 受講決定

- (1) 申込み人数が定員を超えた場合は、1事業所について1名とし、以下の①から⑦までを考慮して優先順位により受講者を決定します。
- ①今年度中に特定事業所加算の算定を予定している居宅介護支援事業所で、指導的な役割を担っている者。
 - ②地域包括支援センターに主任介護支援専門員として配属予定の者で、地域の介護支援専門員に対する相談対応や支援等に関する知識及び能力を有する者として市町村の推薦を受けた者。
 - ③主任介護支援専門員に準ずる者として、地域包括支援センターに配置されている者。
 - ④ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会の認定ケアマネジャー。
 - ⑤県、市町村の実施する介護支援専門員を対象にした研修の講師を勤めたことがある者。
 - ⑥常勤の介護支援専門員が多い事業所に所属する者。(平成26年7月1日現在)
 - ⑦常勤の介護支援専門員としての勤務年数が長い者。(平成26年7月1日現在)
- ※申込期限(平成26年7月1日)以降に受講申込書の記載事項を審査し、大分県との協議のうえ受講決定を行います。
- (2) 受講の可否については、**8月上旬頃に郵送**により全員へ送付します。受講決定者は、後日郵送する振込用紙にて振り込みをお願いします。なお、電話等での受講可否のご照会には応じかねます。

11. 研修の修了

- (1) 研修の日程を全て修了した者に対し、大分県主任介護支援専門員研修修了証明書を交付します。
- (2) 本研修を終了するには、定められた研修課程をすべて履修する必要があります。1日でも欠席があった場合は、当該年度において研修を修了することはできません。翌年度以降に再び受講する場合であっても、すべての研修課程を再度履修していただきます。
- (3) 受講にあたってもしくは受講後に、受講要件等に不正が発覚したときは、その時点で受講決定もしくは受講(修了)を取り消します。

12. その他

- (1) 研修の円滑な実施のため、受講申込書に基づいて受講者名簿を作成します。あらかじめご了承ください。なお、個人情報については適正に管理し取扱いますが、演習等で氏名や所属名の入った班名簿等を配布することがありますので、ご了承ください。
- (2) 主任介護支援専門員研修の演習課目においては、事例の提出・事例発表・司会進行等をお願いしますので、受講に際して、あらかじめご承知ください。なお、事例の提出・発表ができない場合、受講を認めませんのでご了承ください。
- (3) 講師や会場の都合等で、日程・会場などが変更となることもありますのでご了承ください。

13. 提出先

〒870-1133 大分市宮崎1367番地1 甲斐ビル215号
特定非営利活動法人 大分県介護支援専門員協会 宛
(「平成26年度 大分県主任介護支援専門員研修 申込書在中」と明記)